

## 主な改定概要

「工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について」別添、取扱い(3)を以下のように改定する。

### 【現行内容】

#### (3) 現場代理人及び現場責任者との兼務について

工事1件の契約金額 3,500万円未満（建築一式工事は 7,000万円未満）の建設工事の現場代理人は、次の①、②又は③のいずれかに該当する工事（②及び③は建築一式工事を除く。）の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に1件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は2つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

①現場責任者を配置する工事

②2つの工事の契約金額の合計が 3,500万円未満で、原則、同時に現場作業を行わない場合

③2つの工事の契約金額がいずれも 3,500万円未満での維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合

ただし、契約変更により一方の工事が契約金額 3,500万円以上（建築一式工事は 7,000万円以上）になった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。

### 【改定内容】

#### (3) 現場代理人及び現場責任者との兼務について

工事1件の契約金額 4,000万円未満（建築一式工事は 8,000万円未満）の建設工事の現場代理人は、次の①、②又は③のいずれかに該当する工事（②及び③は建築一式工事を除く。）の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に1件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は2つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

①現場責任者を配置する工事

②2つの工事の契約金額の合計が 4,000万円未満で、原則、同時に現場作業を行わない場合

③2つの工事の契約金額がいずれも 4,000万円未満での維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合

ただし、契約変更により一方の工事が契約金額 4,000万円以上（建築一式工事は 8,000万円以上）になった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。

## 「工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について」

兼務する工事が岩倉市工事請負契約約款第11条第3項に規定する工事現場における常駐義務を要しないこととすることができる場合についての取扱いを以下のとおりとする。

### 1 常駐を要しないことの定義

常駐を要しないとは、次に掲げる場合をいう。

- ① 2件以上の工事の現場代理人を兼務し、一方の工事現場に駐在することにより他方の工事現場を不在にすること。
- ② 2(1)に規定する、工事現場において作業が行われていない期間に工事現場を不在にすること。

### 2 現場代理人を兼務することができる対象工事

次に掲げる全ての条件を満たす工事については、(1)から(3)までのいずれかの場合において兼務を認めるものとする。

- ① 岩倉市長又は岩倉市水道事業者と請負契約が締結されたものであること。
- ② 工事現場が岩倉市内であること。
- ③ 兼務するそれぞれの工事の監督職員に工程表等を提示したうえで互いの工事の工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして兼務可能と認められた工事であること。
- ④ 入札公告、指名通知又は特記仕様書に現場代理人の兼務ができない旨の記載がある工事でないこと。

#### (1) 重複する期間のない工事の現場代理人の兼務について

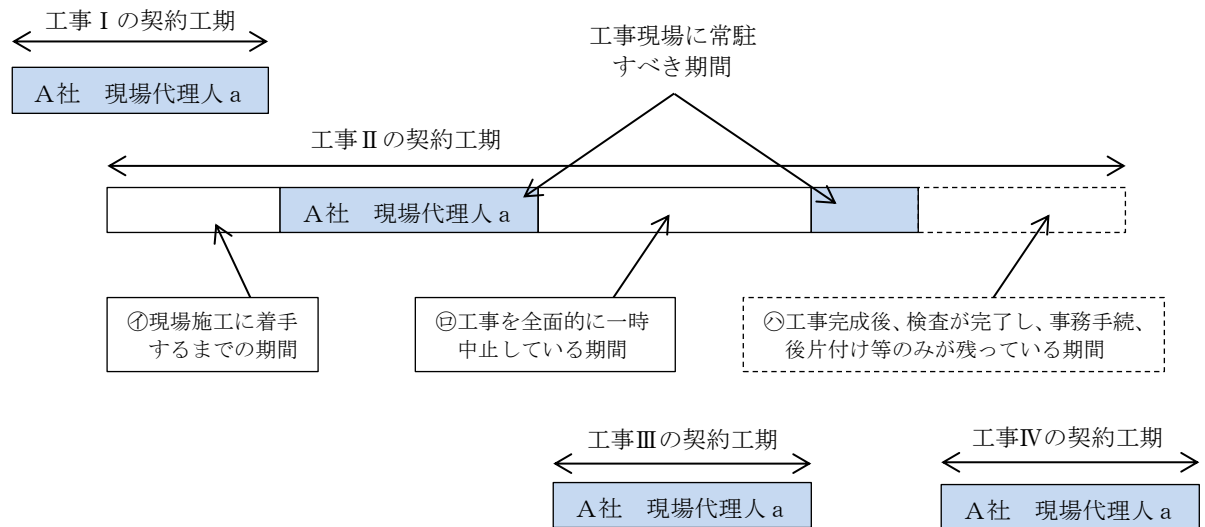
現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、例えば契約工期中であっても、次の㊦、㊧、㊨に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない2以上の工事に同一の現場代理人を配置できるものとする。

- ㊦ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ㊧ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ㊨ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、2以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

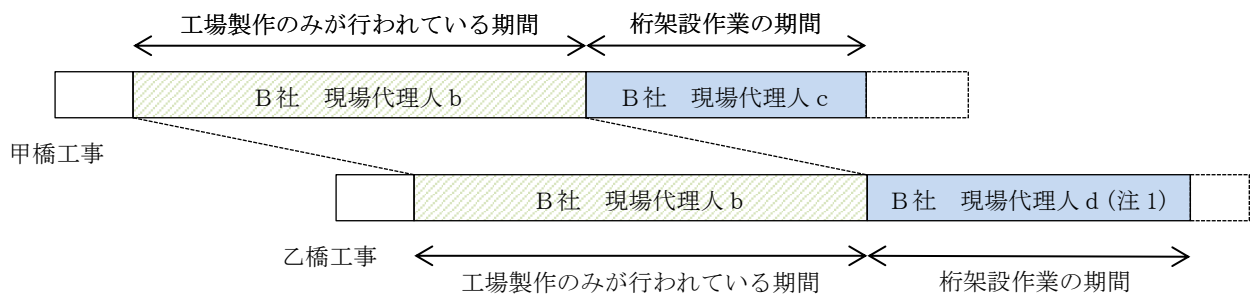
ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

【(1)前段の説明図】



【(1)後段の説明図】

(注1)前段の説明図により、現場代理人 d に代えて現場代理人 c を配置することも可能

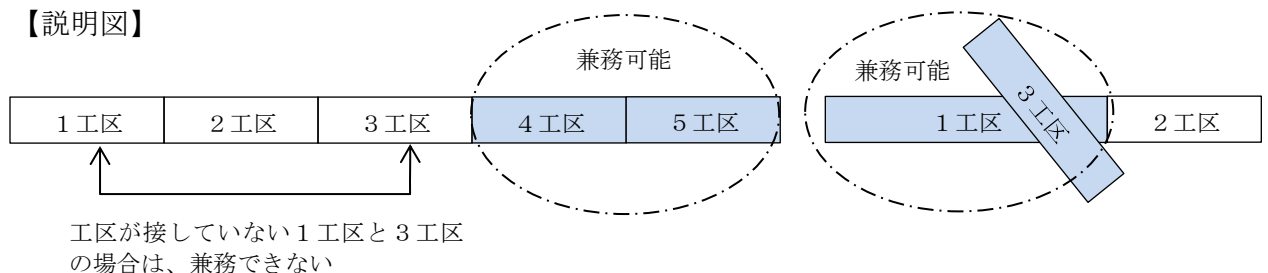


(2) 密接な関連のある 2 以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある 2 以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、契約金額にかかわらず 2 以上の工事で兼務できるものとする。なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合（重なる場合を含む。）を原則とし、例えば下図のように発注形態が縦断的に 1～5 工区とあり、1 工区と 3 工区（＝接していない）の場合には適用しないものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）、契約金額にかかわらず 2 以上の工事で兼務できるものとする。

【説明図】



(3) 現場代理人及び現場責任者との兼務について

工事1件の契約金額 **4,000万円**未満（建築一式工事は **8,000万円**未満）の建設工事の現場代理人は、次の①、②又は③のいずれかに該当する工事（②及び③は建築一式工事を除く。）の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に1件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は2つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

①現場責任者を配置する工事

②2つの工事の契約金額の合計が **4,000万円**未満で、原則、同時に現場作業を行わない場合

③2つの工事の契約金額がいずれも **4,000万円**未満での維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合

ただし、契約変更により一方の工事が契約金額 **4,000万円**以上（建築一式工事は **8,000万円**以上）になった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。

【補足事項】

○兼務する場合の現場対応について

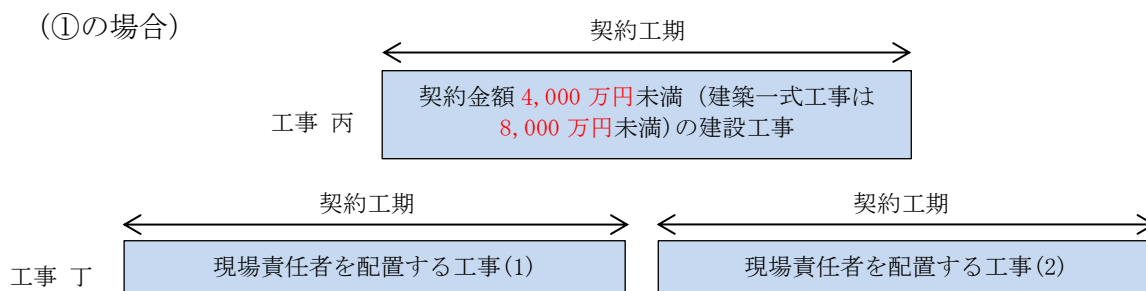
現場代理人は、(3)の取扱いにより兼務する場合には、以下の項目を遵守すること。

1) 現場代理人は、監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれるものとし、監督職員が現場の安全な運営取締りを指示した場合、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うものとする。

2) 現場代理人は、(3)の取扱い②及び③により、2つの工事を兼務する場合は、原則、同時に現場作業を行わないこととし、作業中の現場に常駐するものとする。ただし、労働安全衛生法施行令第10条1から4に掲げる機械の使用又は通行規制を伴わない場合は、若しくは受注後の自然的又は人為的な事象であって、緊急の対応が必要となる場合は、同時作業を可能とする。

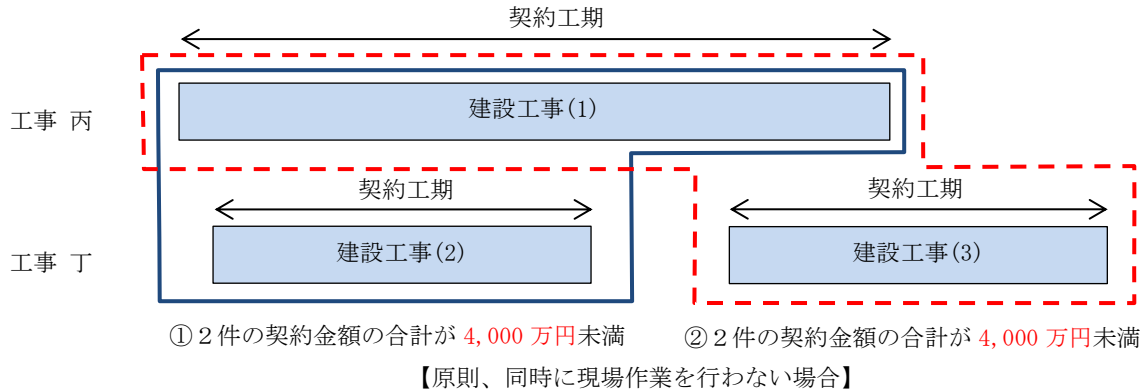
なお、同時作業を行う場合は、現場代理人はいずれかの現場に駐在するものとし、同時作業中の工事現場を1日1回以上の巡回を行うものとする。

【現場責任者と兼務する場合の説明図】

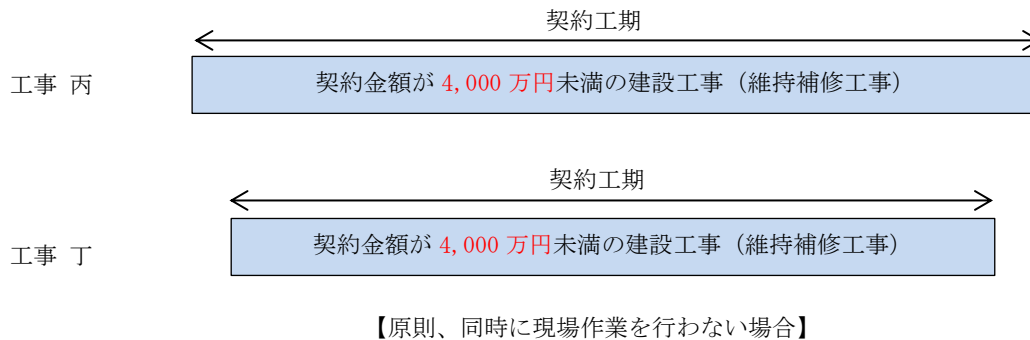


【双方の工事で現場代理人を兼務する場合の説明図】

- ・ 2 件の契約金額の合計が 4,000 万円未満の場合  
(②の場合)



- ・ 双方の工事が維持補修工事の場合  
(③の場合)



3 現場代理人を兼務できない者

- ①前年度に岩倉市長又は岩倉市水道事業者と契約した工事成績において、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）として60点未満の工事成績の担当者であった者

4 現場代理人を兼務する場合の報告

- ① 現場代理人を兼務する場合は、受注者が兼務する全ての工事担当課宛てに「現場代理人兼務届」（別添様式参照）を提出すること。

5 現場代理人を兼務する場合の留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在にすることはできない。
  - ①岩倉市又は当該工事施工関係機関との協議・打合せ等
  - ②工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合

③法定休暇、労使協定又は就業規則の定めによる休暇及び傷病等の休暇の場合

④技術者として国家資格更新等の講習会、研修を受講する場合

⑤現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合

⑥兼務する工事現場間の移動中の場合

⑦その他、監督職員の承認を受けた場合

(2) 現場代理人は、現場作業が行われているときに不在とするときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保するとともに、現場に常駐するものの中から連絡員を定め、監督職員との連絡に支障をきたさないこと。

(3) 兼務配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理により一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に1日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。

(4) 兼務配置とした工事が、その後の設計変更（増額変更）により条件を満たさなくなった場合においては、速やかに新たに別の現場代理人又は現場責任者を配置すること。（主任技術者等の取扱いについても、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行う。）

(5) 兼務配置とした工事において、次に掲げる場合、岩倉市長又は岩倉市水道事業者は、兼務配置の解除を命じることができる。この場合、受注者は常駐できる現場代理人を速やかに配置することとし、配置できない場合は、契約を解除するものとする。

①作業事故、苦情等が発生し、岩倉市長又は岩倉市水道事業者が施工管理体制の不備による原因と判断したとき。

②特別の理由がなく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったと判明したとき。

③特別な理由なく、作業が行われている現場に1日に1回以上出向いていないと判明したとき。

6 契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた修繕についてもこの取扱いを準用する。

## 「現場責任者制度について」

現場責任者制度とは、岩倉市工事請負契約約款第11条第2項で常駐義務のある現場代理人に替え、常駐義務のない現場責任者を選任する制度で、その取扱いを以下のとおりとする。

### 1 対象工事について

以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

- ① 建設業法上の建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
- ② 建設工事に該当する工種の契約金額が500万円未満の工事（建設業法上の建設工事ではあるが、建設許可のない者でも施工できる工事）

### 2 配置技術者の選任について

①の場合：現場責任者のみを選任する。

※建設業法上の建設工事には該当しないため配置技術者の選任は不要とする。

②の場合：現場責任者と主任技術者を選任する。

### 3 現場責任者と現場代理人との違いについて

- (1) 常駐義務がないため、他の現場責任者を選任する工事との兼務に関する制限は設けないものとする。
- (2) 契約金額 **4,000万円**未満（建築一式工事は **8,000万円**未満）の建設工事の現場代理人と同時に1件に限り兼務することを可能とする。なお、設計変更により契約金額が **4,000万円**以上（建築一式工事は **8,000万円**以上）になったときは、兼務を解除し新たに別の現場代理人又は現場責任者を配置するものとする。ただし、軽微な変更で工期末に契約変更を行う工事は除く。（別紙「工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について」参照。）

### 4 対象工事の明示について

対象工事には、契約図書に「現場代理人及び主任技術者に関する特約事項」を添付する。（別紙「現場責任者特約事項」参照。）

### 5 事務手続きについて

現場代理人選任工事と異なる主な事務手続きは以下のとおりとする。

- (1) 「現場代理人及び主任（監理）技術者届」の様式の現場代理人を現場責任者に書き替えて提出する。
- (2) 施工計画書の連絡体制に現場責任者不在時の安全な取締りを行う作業責任者を記載する。
- (3) 契約金額 **4,000万円**未満（建築一式工事は **8,000万円**未満）の建設工事の現場代理人と兼務する場合は、受注者が兼務する双方の工事担当課宛てに「現場代理人兼務届」（別

添様式参照)を提出する。

- (4) 受注者が兼務する全ての工事の担当課に、兼務する全ての工事の工程を記載した「工程表」を提出する。

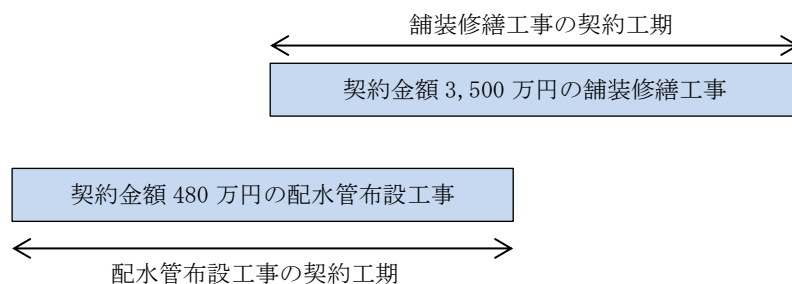
## 6 その他

- (1) 建設工事に該当する工種の契約金額 500 万円未満の工事が、増額変更により契約金額が 500 万円以上になった場合は、増額変更した時点で現場責任者から現場代理人の配置に替え、工事現場への常駐を要するものとする。ただし、軽微な変更で工期末に契約変更を行う工事は除く。

## 7 兼務できる工事の例

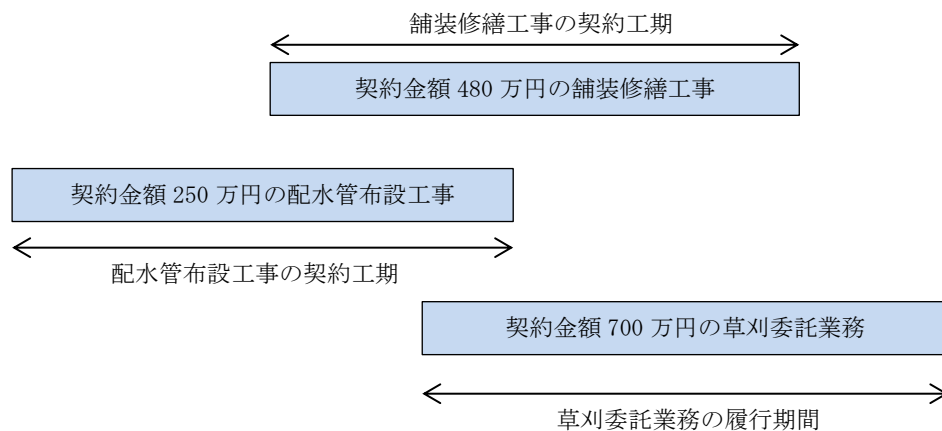
- (1) 契約金額 3,500 万円の舗装修繕工事と契約金額 480 万円の配水管布設工事

【説明図】



- (2) 契約金額 480 万円の舗装修繕工事と契約金額 250 万円の配水管布設工事と契約金額 700 万円の堤防道路草刈委託業務

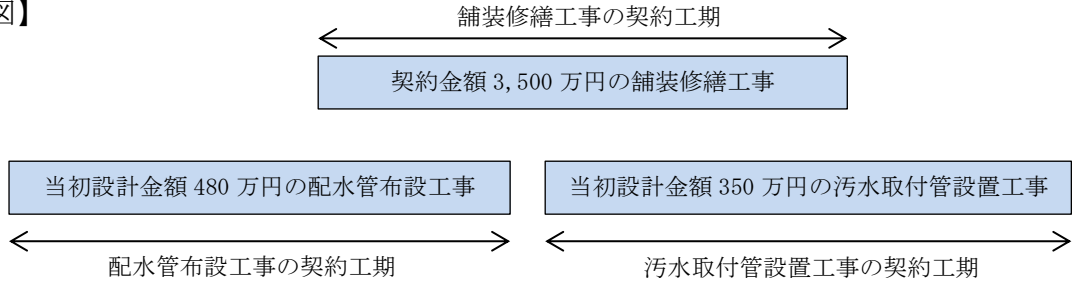
【説明図】





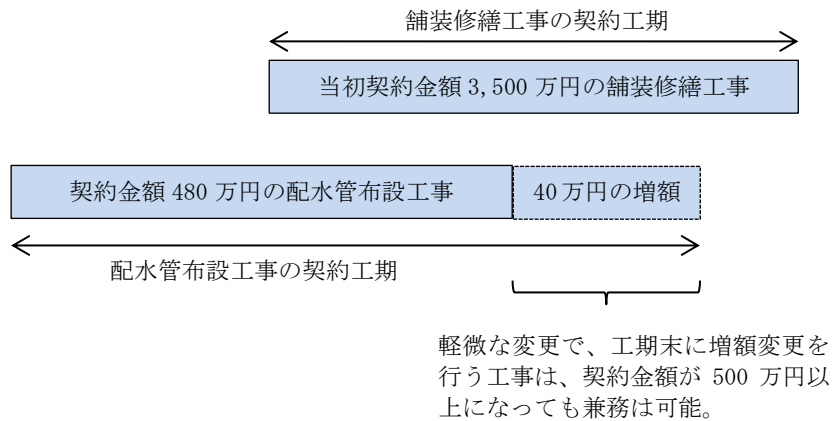
- (3) 契約金額 3,500 万円の舗装修繕工事と契約金額 480 万円の配水管布設工事と  
契約金額 350 万円の污水取付管設置工事

【説明図】



- (4) 契約金額 480 万円の配水管布設工事が設計変更により工期末に 520 万円に増額した工  
事と契約金額 3,500 万円の舗装修繕工事

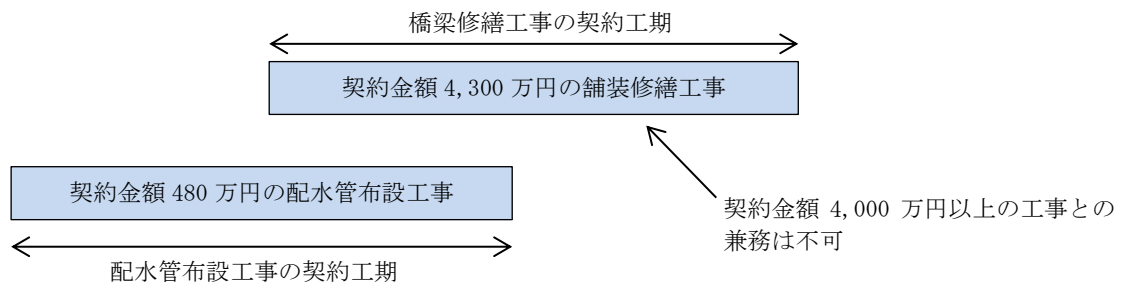
【説明図】



## 8 兼務できない工事の例

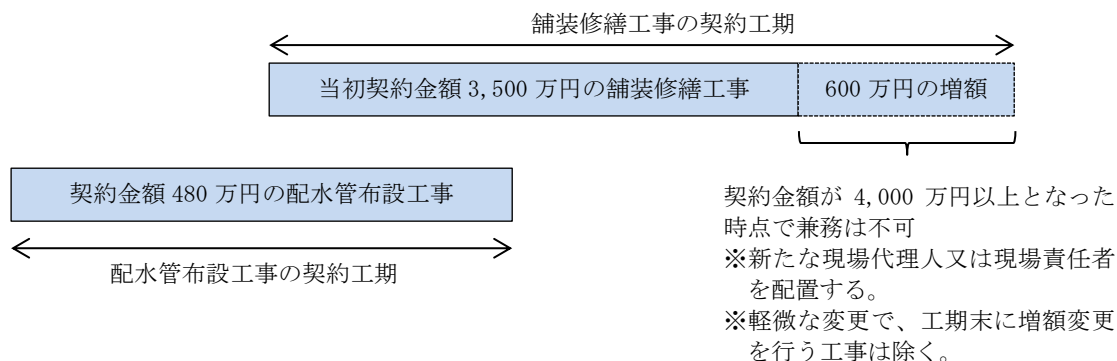
- (1) 契約金額 4,300 万円の橋梁修繕工事と契約金額 480 万円の配水管布設工事

【説明図】



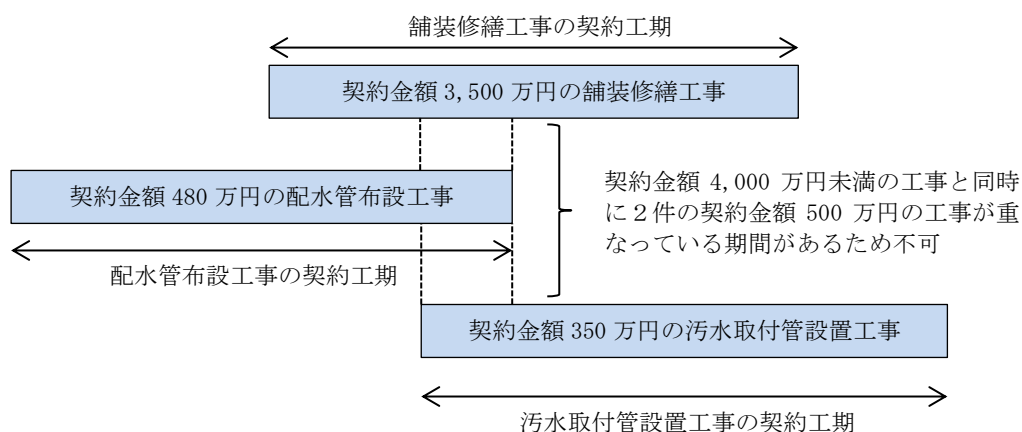
- (2) 当初契約金額 3,500 万円の舗装修繕工事が設計変更により 4,100 万円に増額した工事と契約金額 480 万円の配水管布設工事

【説明図】



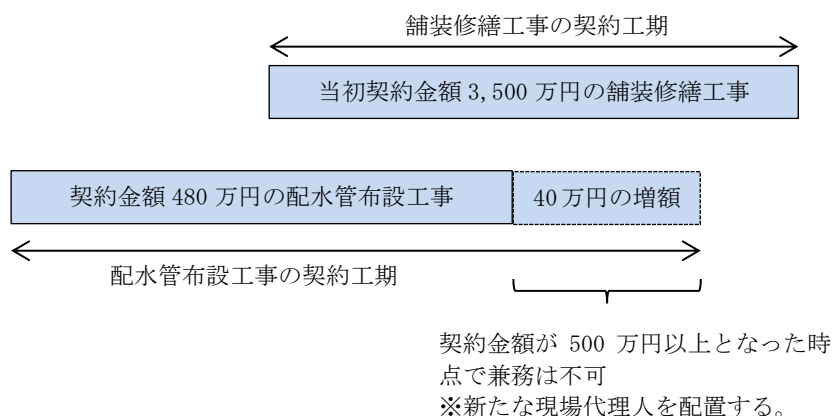
- (3) 契約金額 3,500 万円の舗装修繕工事と契約金額 480 万円の配水管布設工事と契約金額 350 万円の汚水取付管設置工事

【説明図】



- (4) 契約金額 480 万円の配水管布設工事が設計変更により 520 万円に増額した工事と契約金額 3,500 万円の舗装修繕工事

【説明図】



## 特に定めた条件

### 現場責任者特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付されている契約（以下「本契約」という。）と一体となす。

(適用)

第2条 建設業法上の建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）及び建設工事に該当する工種の契約金額が5百万円未満の工事とする。

(現場責任者及び主任技術者)

第3条 受注者は、本契約約款第11条に替わり、建設業法上の建設工事に該当しない工事については現場責任者を、建設工事に該当する工種の契約金額が5百万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定め、この契約締結後5日以内に、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）届に準拠し、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、現場の運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、契約代金の請求及び受領、本契約約款第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 主任技術者は、現場責任者と兼ねることができる。

5 現場責任者の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付しなくてはならない。